

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十五号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

5 基金は、平成二十四年度に限り、第八条に規定する場合のほか、政令附則第二条で定めるところにより、その一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="1883 293 1917 379">附 則</p> <p data-bbox="1830 212 1863 352">1～3 略</p> <p data-bbox="1776 252 1809 445">(拠出率の特例)</p> <p data-bbox="1565 212 1756 772">4 平成二十四年度から平成二十六年まで の間における政令第十二条第一項第一号に 規定する条例で定める割合は、第二条の規 定にかかわらず、零とする。</p> <p data-bbox="1512 252 1545 419">(処分の特例)</p> <p data-bbox="1301 212 1491 772">5 基金は、平成二十四年度に限り、第八条 に規定する場合のほか、政令附則第三条で 定めるところにより、その一部を処分する ことができる。</p>	<p data-bbox="1883 903 1917 989">附 則</p> <p data-bbox="1830 821 1863 962">1～3 略</p> <p data-bbox="1776 861 1809 1054">(拠出率の特例)</p> <p data-bbox="1565 821 1756 1382">4 平成二十一年度から平成二十三年まで の間における政令第十二条第一項第一号に 規定する条例で定める割合は、第二条の規 定にかかわらず、零とする。</p>